

2 食産第 3861 号-1
令和 2 年 11 月 6 日

北海道農政事務所長 殿
各地方農政局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産省食料産業局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別表及び別紙の一部改正について

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、一部の国又は地域に輸出される食品・飼料等については、放射性物質検査証明書を求められるなどの規制措置がとられており、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 ZZ-02「食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」（以下「要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、エジプト政府により当該規制措置が撤廃されたことを受け、要綱について、下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

なお、別紙 ZZ-L1「酒類に関する輸出証明書の発行要綱」についても、下記のとおり所要の改正を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 別表 1 について、エジプトの行を削除。
- 2 別紙 ZZ-02 について、エジプトに関連する記述の削除。
{本文 3 の (4)、6 の (4)、(別紙 1) 国又は地域別の交付対象証明区分について、(別紙 4-6) エジプトの証明対象地域・品目、(別紙 5) 確認項目及び確認書類について、(別紙 6) 放射性物質の最大許容値について、(別記様式 2-6) エジプト}

3 別紙 ZZ-L1 について、別紙 1（エジプト）を削除し、別紙番号を繰上げ。